

歴史民俗資料館の臨時休館について

立川市歴史民俗資料館の本館展示室及び収蔵庫において、くん蒸消毒を行うため、立川市歴史民俗資料館条例第3条の規定に基づき、次のとおり臨時休館としたい。

記

1. 臨時休館期間

9月13日(火)から16日(金)まで

9/12	13	14	15	16	17	18
月	火	水	木	金	土	日
休館	臨時休館				開館	

2. 消毒業務の内容

文化財資料の保存に影響を来す、虫卵等を駆除し、展示、収蔵施設内の環境を整える。

- ・館内の各室及び区画毎に空間を仕切り目貼り養生後、消毒剤を充填する。
- ・消毒効果の確認後、一般の開館利用に復する作業を行う。

資料館本館 1階 常設展示室(殺虫、殺卵ガスの噴霧)
1階 特別展示室(殺虫ガスの噴霧)
2階 収蔵庫、特別収蔵庫(殺虫ガスの噴霧)
新館 2階 収蔵庫(殺虫ガスの噴霧)

施設内井上家土蔵 土蔵内全体(殺虫ガスの噴霧)

上記以外の室内及び区画については、乳剤(殺虫剤)を散布

なお、歴史民俗資料館でのくん蒸消毒は、毎年秋に実施しているが、館内の環境によっては、強力な薬剤を使うことがある。環境調査により本館展示室等において強力な薬剤を使用する際は、来館者等の安全を考慮し、臨時休館を設けている。今回と同様の臨時休館を設けたくん蒸消毒は、令和元年(3年前)以来になる。

3. 休業する業務

館内及び敷地内施設での展示公開、収蔵資料に関する閲覧、問合せ等、利用に関する業務。

4. 通常どおり行う業務

埋蔵文化財包蔵地の照会や届出、指定文化財の保存や保護に関する文化財の電話相談等は、新館会議室で通常どおり行う。

5. その他

川越道緑地古民家園については、通常通り開園

6. 周知

- (1)「広報たちかわ」8月25日号に掲載
- (2)館内及び資料館ホームページへの掲示